令和2年度 学校教育自己診断 [報告]

【教職員用】

令和2年11月11日実施

【保護者用】・【児童生徒用】 令和2年11月11日実施

報告日:令和2年2月1日

大阪府立岸和田支援学校

本年度は学校教育自己診断アンケートを11月に 実施しました。

保護者の皆様、回答ご協力ありがとうございました。

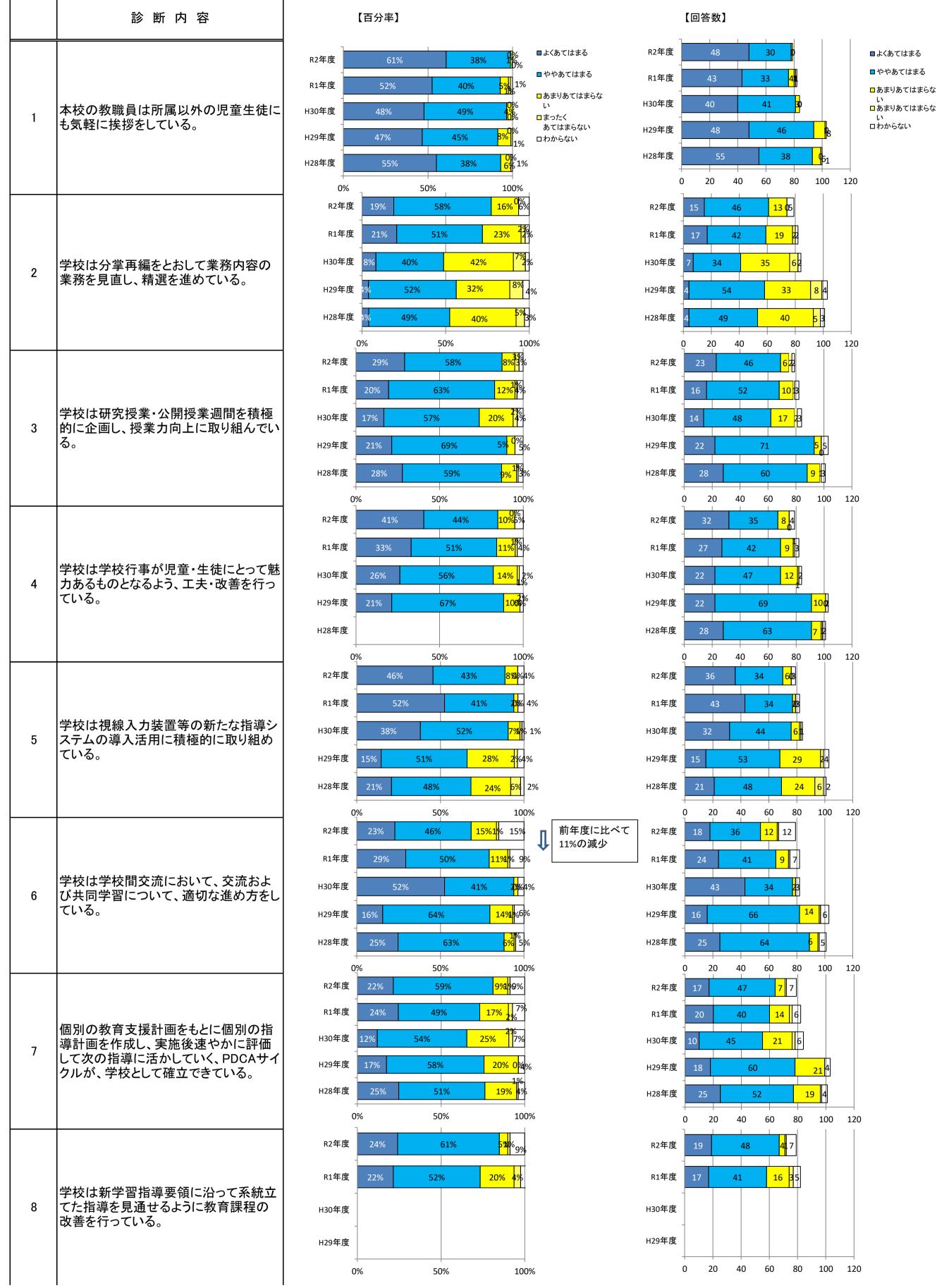
その結果をグラフと概要にまとめて報告します。

令和2年度 学校教育自己診断 教職員 5年間比較

 作成日 令和2年12月21日

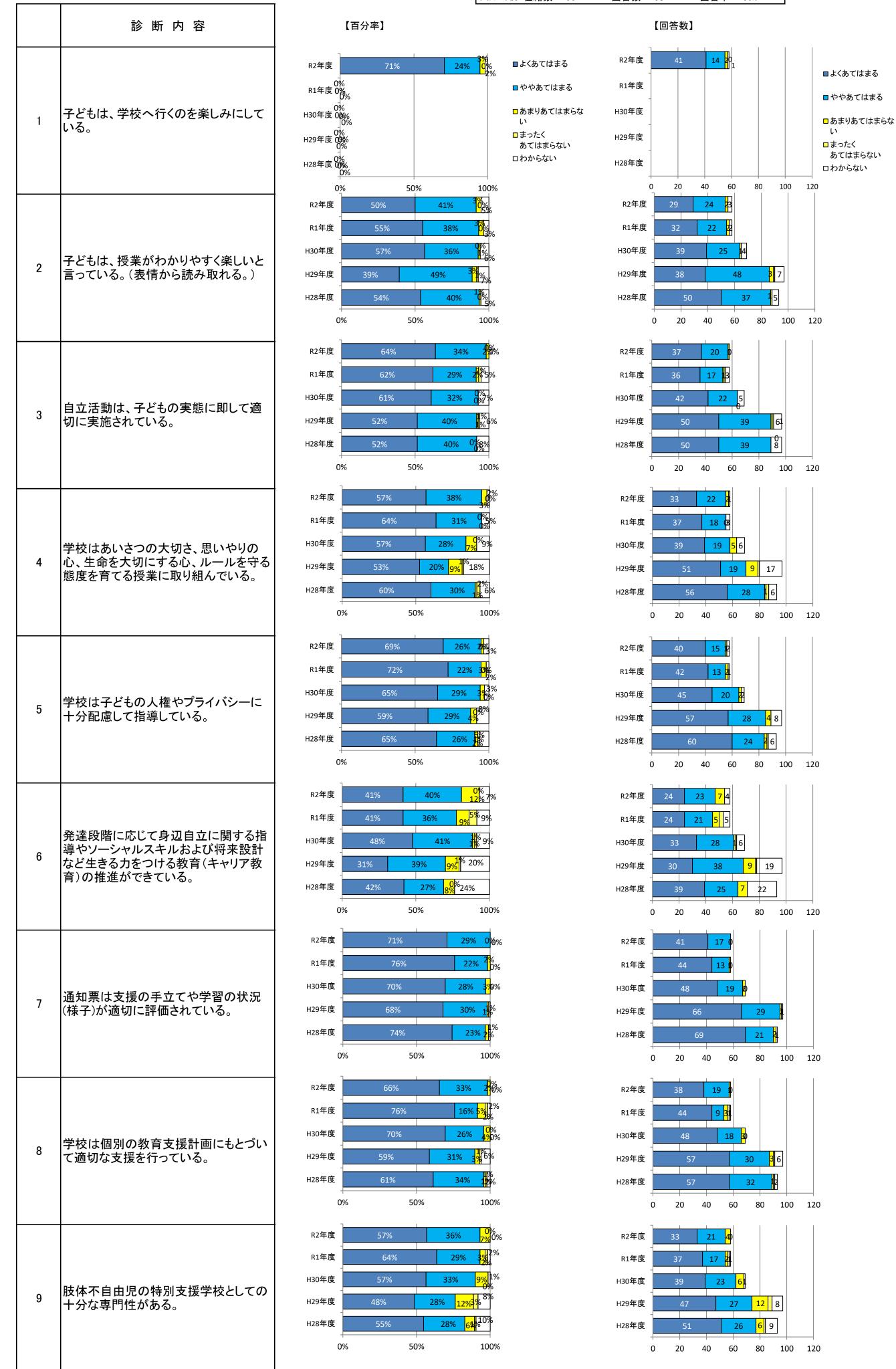
 令和2年度
 常勤教職員数= 78
 回答数= 77
 回答率= 99%

 令和元年度
 常勤教職員数= 84
 回答数= 82
 回答率= 98%



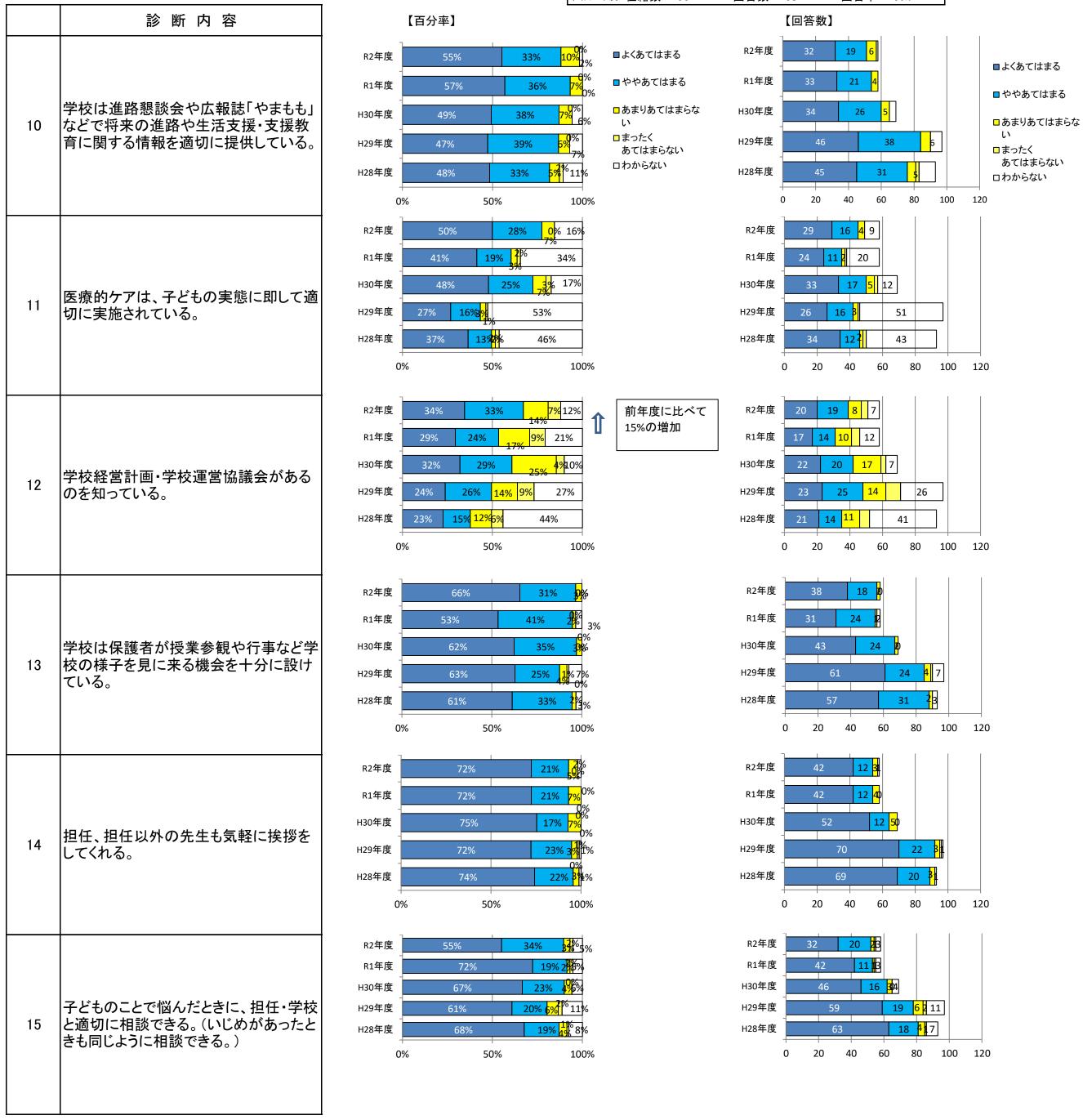
令和2年度学校教育自己診断 保護者 5年間比較

令和2年度 在籍数= 89回答数= 58回答率= 65%令和元年度 在籍数= 96回答数= 58回答率= 60%



令和2年度学校教育自己診断 保護者 5年間比較

令和2年度 在籍数= 89回答数= 58回答率= 65%令和元年度 在籍数= 96回答数= 58回答率= 60%

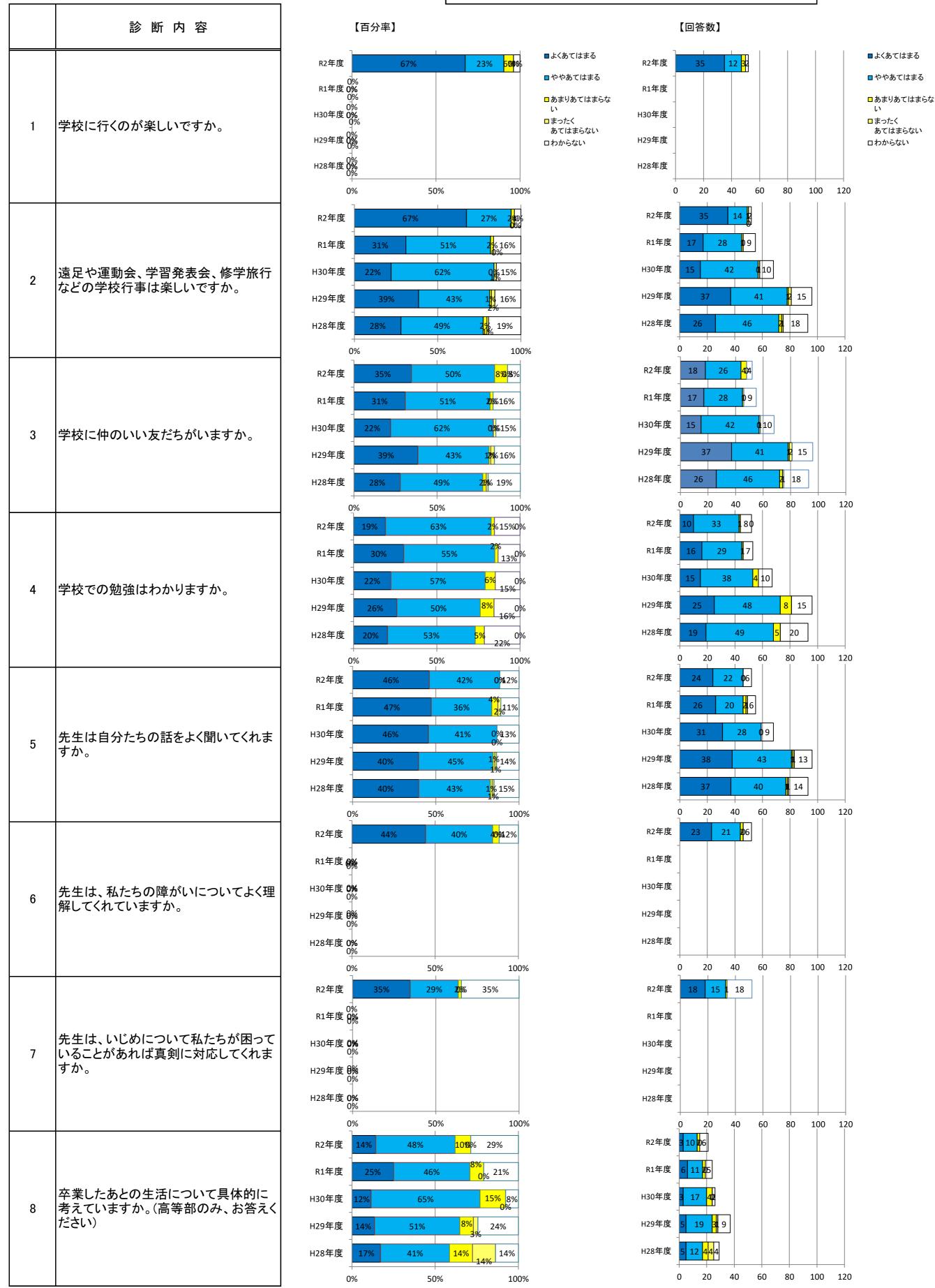


令和2年度 学校教育自己診断 児童生徒 5年間比較

 作成日 令和2年12月21日

 令和2年度
 児童生徒数= 89
 回答数= 53
 回答率= 60%

 令和元年度
 児童生徒数= 96
 回答数= 55
 回答率= 57%



令和2年度学校教育自己診断の結果の概要について

1 教職員アンケートについて

- ① 項目 2 「学校は分掌再編をとおして業務内容の業務を見直し、精選を進めている。」 肯定的評価7 2 %→7 7 %に上昇し教職員の意識は上がっている。(経営計画目標80%未達)
- ② 項目 3 「学校は研究授業・公開授業週間を積極的に企画し、授業力向上に取り組んでいる。」 肯定的評価83%→87%に上昇し、研究授業・公開授業週間の効果がみられる。(経営計画目標85%達成)
- ③ 項目4「学校は学校行事が児童・生徒にとって魅力あるものとなるよう、工夫・改善を行っている。」 肯定的評価84%→85%とほぼ変わらず、コロナ禍の中でも工夫して実施できたことが反映されている。
- ④ 項目 6「学校は学校間交流において、交流および共同学習について、適切な進め方をしている。」 肯定的評価79%→68%と11ポイント減、本年度はコロナ禍のため学校間交流ができなかった結果を反映している。
- ⑤ 項目7「個別の教育支援計画をもとに個別の指導計画を作成し、実施後速やかに評価して次の指導に活かしていく、PDCAサイクルが、学校として確立できている。」 肯定的評価73%→81%と上昇、様式の見直しもあり、教職員の意識も高い。(経営計画目標80%達成)
- ⑥ 項目 8 「学校は新学習指導要領に沿って系統立てた指導を見通せるように教育課程の改善を行っている。」 肯定的評価78%→85%と上昇、系統立てた指導の重要性について教職員の理解が進んだことがみられる。(経営計画目標80%達成)
- ⑦ 項目12「学校は互いの学部の教育課程を理解して、学部間での丁寧な引き継ぎなど連携ができている。」 肯定的評価74%→70%、取り組みをした効果が表れていない。 公開授業週間などの成果を問う設問3のポイントは上昇しているので、教職員の丁寧な引継ぎを 改善できる手立てが、互いの学部の理解とは直結しないことを示唆している。 この件に関してさらに教員にアンケートを行い、詳しく調べていく。
- ⑧ 項目14「学校は地域を支援できる人材と体制を整えている。」 肯定的評価69%→68%、5年間ほぼ傾向は変わらず。 次年度、特別支援教育に関する夏季集中研修を企画して、人材育成に努める。

2 保護者アンケートについて

- ① 項目1「子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている。」を追加。
- ② 項目12「学校経営計画・学校運営協議会があるのを知っている。」 肯定的評価が前年度に比べて15%上昇した。
- ③ 項目13「学校は保護者が授業参観や行事など学校の様子を見に来る機会を十分に設けている。」 肯定的評価は97%で下がっていない。

自由記述欄(本校の教育について、学校全体として改善していけるご意見などありましたらお書きください。)について

校内駐車について

「参観など遠方なので、車で学校まで行きたいので、校庭を含めて駐車させてほしいです。周りの駐車場も駅前なのか、いっぱいです。」 「行事等の(保護者等の)駐車場をもう一度検討してほしい。」

「学校内の駐車スペースなんとかなりませんか?満車だと、出るも入るもヒヤヒヤします。生徒の乗り降りを自家用車で行う時、雨だと大変です。」

→基本的には大阪府では校内駐車については遠慮いただくこととなっております。

また、児童生徒の障がいや移動手段の状況に配慮し、送迎での一時駐停車、医療的ケアがあり通 学バスでの登下校の手段がない児童生徒の保護者に関しては行事での駐車を例外的に認めてい ます。(学校での責任範囲を既に超えています。)

行事では線路側の通用口を開放する等のできる限りの配慮をします。

雨天時はバス車庫を開放しています。

運動場は教室と同じ扱いです。災害や緊急時以外に開放することは子どもたちの教育活動上も認められません。

② 「コロナで歯磨きがしてもらえないので残念。」

- →給食前後の口腔ケアが必要な場合は、後方や側方からの介助等の感染予防策をとり、ほかの児童 生徒から離れて行うようにしています。
- ③ 「てんかん発作で薬剤投与したら保護者に連絡があり帰宅と決まっていますが、薬剤投与後に 保護者に連絡して様子を見て調子が戻れば授業に戻るとできないでしょうか。」
 - →平成 29 年 8 月 22 日付 内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の座薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」では、

「座薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。」と規定されています。 坐薬を使用した場合は、医療機関の受診をお願いします。

また、授業に戻ってもよいかどうかは医師の判断となります。

以下のご意見については、該当の部署で検討いたしました。

「買い物学習が何の目的のために行っているのか?」「学年だよりの内容を詳しくしてもらいたい。」「学校での様子・情報を学部・学年として、発信する力の改善を求めます。」

「医的ケア児に関して安心して任せられる先生が少ない気がします。」

「何をするにしても子どもの安全性をしっかり確認してほしいです。」

3 児童生徒アンケートについて

新たに障がい理解やいじめに関する項目を設けた。わからないという回答が多かった。